

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊平屋村長

市町村名 (市町村コード)	伊平屋村 (47359)
地域名 (地域内農業集落名)	田名地区 (田名)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月30日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農業後継者や新規就農者が少なく、離農耕作地を引き継ぐ若手が少ない状況で、年配の耕作者に引き継ぐ現状。結果として70代～80代が多くの土地を耕作している状況にある。
- ・海側は風が強く作物への影響が多大で作物が育ちにくい為、防風林などの対策が必要である。
- ・水稻を新規で行う場合、農機具の購入に費用が掛かり負担となる為、共同利用出来る体制の構築が必要となる。
- ・田名漁協前の農地を土地改良する事で草地とし集積する事が可能となる為、土地改良についても検討を進める。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・さとうきび・水稻・草地の集約化を図り、効率よく作業が出来る環境づくりに努める

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	144.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	144.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業農用地区内の農地及びその周辺の農用地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・サトウキビ・水稲・草地の集約化を進めると伴に新規担い手(若手)の確保に努める
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地の貸借は農地中間管理機構を活用し所有者と耕作者の権利設定を進めていく
(3)基盤整備事業への取組方針
・田名漁港側の農地については土地改良を進める検討を行う。 ・畑から水稲に変更するには農機具の購入が必要となり負担となる為、補助で農機具の購入を検討し共同で使用出来る環境の構築を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し相談から定着までを切れ目なく取り組んでいく。 ・新規耕作者を集める策として移住・定住農地を同時に進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・専門業者による組織化を図り、地域農業の活性化を図る ・農作業委託については今後地域で取り組むことを検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③農家の高齢化や担い手不足が懸念される為、労力の省力化を図るための農作業機械化が必要となる。
--

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊平屋村長

市町村名 (市町村コード)	伊平屋村 (47359)
地域名 (地域内農業集落名)	前泊地区 (前泊)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月27日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

・農業後継者や新規就農者が少なく、離農耕作地を引き継ぐ若手が少ない状況で、年配の耕作者に引き継ぐ現状。結果として70代～80代が多く土地を耕作している状況にある。  
・物価高騰の影響を受けて経費が上がっている為、収益が少なく生活を圧迫している。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

・法人化の推進、個人農家の経営負担軽減のため農業法人による受託体制の整備が必要で、効率的な経営体制の構築に取り組んでいく。  
・島で生産した作物を加工して出荷し特産物としてアピール出来る事を推進していく

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	96.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	96.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業農用地区内の農地及びその周辺の農用地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・サトウキビ・水稻・草地の集約化を進めると共に新規担い手(若手)の確保に努める ↳我喜屋西銘地区に草地を集約して、久里原にサトウキビを栽培
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地の貸借は農地中間管理機構を活用し所有者と耕作者の権利設定を進めていく
(3)基盤整備事業への取組方針
・水利権設定のルールを明確化し、地区で水路整備や修繕等の基盤整備を行う際は国や県の補助金を活用し実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し相談から定着までを切れ目なく取り組んでいく。 ・新規耕作者を集める策として移住・定住農地を同時に進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・専門業者による組織化を図り、地域農業の活性化を図る ・農作業委託については今後地域で取り組むことを検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③農家の高齢化や担い手不足が懸念される為、労力の省力化を図るための農作業機械化が必要となる。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊平屋村長

市町村名 (市町村コード)	伊平屋村 (47359)
地域名 (地域内農業集落名)	我喜屋地区 (我喜屋)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月28日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

・農業後継者や新規就農者が少なく、離農耕作地を引き継ぐ若手が少ない状況で、年配の耕作者に引き継ぐ現状。結果として70代～80代が多く土地を耕作している状況にある。  
・草地には薬品が使用出来ない為、草地を避けて薬品を使用する必要があり農作業の効率が低下する傾向にある。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

・法人化の推進、個人農家の経営負担軽減のため農業法人による受託体制の整備が必要で、効率的な経営体制の構築に取り組んでいく。  
・我喜屋地区については水資源に恵まれている為、サトウキビから水稻に転換を進めていく。  
・果樹菜園は試験的に「ブドウ」を育てワイナリー作りを試みる。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	75.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	75.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業農用地区内の農地及びその周辺の農用地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・水稲エリアは農機具の導入を検討し、耕作者の確保に努め将来を見据えた効率的な農地の活用を進めていく。 ・耕作放棄地においては「かやぶき」の植栽を進め、放棄地の有効活用に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地の貸借は農地中間管理機構を活用し所有者と耕作者の権利設定を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・遊休農地の中で石を除去する事により再生可能な場所は整備を進めながら有効的な活用を図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・住居と農地の同時提供を検討し、新規営農者(若手)の確保に努め、地域で育成に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・新たなライスセンターが出来る事により米を中心とした耕作に切り替えを行っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③農家の高齢化や担い手不足が懸念される為、労力の省力化を図るための農作業機械化が必要となる。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊平屋村長

市町村名 (市町村コード)	伊平屋村 (47359)
地域名 (地域内農業集落名)	島尻地区 (島尻)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月29日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

・農業後継者や新規就農者が少なく、離農耕作地を引き継ぐ若手が少ない状況で、年配の耕作者に引き継ぐ現状。結果として70代～80代が多く土地を耕作している状況にある。  
・島尻地区にあるダムに水が溜らず(雨水でしか水が溜らない)農業用水の確保が出来ない状況にありダムの改修が必要。  
・地区の一部に、風が強く作物が育ちにくい場所があり防風林などで対策を行わないとハウスでも倒壊する恐れがある。  
・物価高騰の影響を受けて経費が上がっている為、収益が少なく生活を圧迫している。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

・伊平屋村ではサトウキビ、水稻栽培が中心に展開されているが、収益性の高い作物の導入を検討し、地域として産地化を図り、遊休農地の利用促進に努める。  
・中間管理機構を活用して農地の集約を進める

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	43.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	43.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業農用地区内の農地及びその周辺の農用地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・草地、水稲、ハウス等、耕作種別毎の集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地の貸借は農地中間管理機構を活用し所有者と耕作者の権利設定を進めていく
(3)基盤整備事業への取組方針
・島尻地区で水路整備や修繕等の基盤整備を行う際は国や県の補助金を活用し実施する。 ①ダムに水が溜らない為、修繕を行い農業用水の安定した供給を確保する ②整備面で升の修繕が必要(水の流れが悪くポンプ汲みあげによるパイプの移動に労力がかかっている) ・山に挟まれた地形より北風の通り道があり防風林対策の検討を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・集落営農を進め、新規営農者(若手)の確保に努める
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・専門業者による組織化を図り、地域農業の活性化を図る ・農作業委託については今後地域で取り組むことを検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③農家の高齢化や担い手不足が懸念される為、労力の省力化を図るための農作業機械化が必要となる。
--

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊平屋村長

市町村名 (市町村コード)	伊平屋村 (47359)
地域名 (地域内農業集落名)	野甫地区 (野甫)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月31日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・農業後継者や新規就農者が少なく、離農耕作地を引き継ぐ若手が少ない状況で、年配の耕作者に引き継ぐ現状。結果として70代～80代が多くの土地を耕作している状況にある。  
・地区にトラクターが1台しかない為、今後農業を維持する事が難しく、喫緊で購入の検討が必要。※地区内で共同利用  
・野甫地区では、水が不足しており貯水槽の改修又は農業用水を確保する必要がある

(2) 地域における農業の将来の在り方

・担い手不足で、今後は残る2名でさとうきび畑を分けて営農を進めていく  
・法人化の推進や、集落営農の検討を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	41.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	41.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業農用地区内の農地及びその周辺の農用地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・野甫地区の農業はサトウキビが多くを占める為、農地集約の必要性はない。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地の貸借は農地中間管理機構を活用し所有者と耕作者の権利設定を進めていく
(3)基盤整備事業への取組方針
・トラクターの購入について補助を活用し購入を検討、貸出が出来る環境を整える。 ・ため池の整備を進め、水が使える環境を整える。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・新規耕作者を集める策として移住・定住農地を同時に進めていく
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・専門業者による組織化を図り、地域農業の活性化を図る ・農作業委託については今後地域で取り組むことを検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③農家の高齢化や担い手不足が懸念される為、労力の省力化を図るための農作業機械化が必要となる。